

訂正

令和7年2月1日より、特定建設業許可等の金額要件の見直しによる改正法が施行されたことに伴い、下記の図書について、内容の一部に訂正がございます。

■ 1級管工事施工管理技士 第一次検定 テキスト（改訂第二版）

頁	該当箇所	誤	正
305	(2)一般建設業の許可と特定建設業の許可 7～8行目	発注者から直接請け負う工事1件につき <u>4,500万円</u> (建築一式工事の場合は <u>7,000万円</u>)以上	発注者から直接請け負う工事1件につき <u>5,000万円</u> (建築一式工事の場合は <u>8,000万円</u>)以上
305	●図表2:一般建設業の許可と特定建設業の許可 特定建設業の許可/ 区分と内容	<u>4,500万円</u> (建築一式工事は <u>7,000万円</u>)以上	<u>5,000万円</u> (建築一式工事は <u>8,000万円</u>)以上
306	Check!!許可の例/施工体制台帳の作成等 ①	<u>4,500万円以上</u> (建築一式工事は <u>7,000万円以上</u>)	<u>5,000万円以上</u> (建築一式工事は <u>8,000万円以上</u>)
306	Check!!許可の例/施工体制台帳の作成等 ③	<u>4,500万円以上</u> (建築一式工事は <u>7,000万円以上</u>)	<u>5,000万円以上</u> (建築一式工事は <u>8,000万円以上</u>)
310	●図表1:建設業法における指定建設業7業種の技術者制度 元請工事における下請金額合計/特定建設業	発注者から直接請負下請に出す金額の合計 <u>4,500万円未満</u> (建築一式工事は <u>7,000万円未満</u>) 発注者から直接請負下請に出す金額の合計 <u>4,500万円以上</u> (建築一式工事は <u>7,000万円以上</u>)	発注者から直接請負下請に出す金額の合計 <u>5,000万円未満</u> (建築一式工事は <u>8,000万円未満</u>) 発注者から直接請負下請に出す金額の合計 <u>5,000万円以上</u> (建築一式工事は <u>8,000万円以上</u>)
311	(3) 監理技術者の設置 3～4行目	<u>4,500万円</u> (建築一式工事の場合は <u>7,000万円</u>)以上	<u>5,000万円</u> (建築一式工事の場合は <u>8,000万円</u>)以上
311	(4) 主任技術者・監理技術者の専任 3～4行目	<u>4,000万円以上</u> 、建築一式工事1件の請負代金額が <u>8,000万円以上</u>	<u>4,500万円以上</u> 、建築一式工事1件の請負代金額が <u>9,000万円以上</u>
311	補足 ◆監理技術者 10行目	<u>4,500万円以上</u>	<u>5,000万円以上</u>
312	Check!!専任・兼任・非専任の例 ★専任とする事例 1行目 ★非専任とする事例 1行目	<u>4,000万円以上</u> <u>4,000万円未満</u>	<u>4,500万円以上</u> <u>4,500万円未満</u>

■ 1級管工事施工管理技士 第一次検定 分野別過去問題集 2025 年度版

頁	該当箇所	誤	正
189	【問題】 令和3年度 問題 B No.16(2) 1 行目	<u>4,500 万円</u> 以上	<u>5,000 万円</u> 以上
390	【解答】 令和3年度 問題 B No.16(2) 5 行目	<u>4,500万円</u> 以上	<u>5,000万円</u> 以上
190	【問題】 令和3年度 問題 B No.17(4) 1～2 行目	<u>4,000万円</u> 以上	<u>4,500万円</u> 以上
391	【解答】 令和3年度 問題 B No.17(3) (4) 4～5 行目	<u>4,000万円</u> (当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては <u>8,000万円</u>)以上	<u>4,500万円</u> (当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては <u>9,000万円</u>)以上
192	【問題】 平成 30 年度 問題 B No.23(1) 2 行目	<u>4,500万円</u> 以上	<u>5,000万円</u> 以上
	【問題】 平成 30 年度 問題 B No.23(3) 3 行目	<u>4,000万円</u> 以上	<u>4,500万円</u> 以上
	【問題】 平成 30 年度 問題 B No.23(4) 2 行目	<u>4,500万円</u> 以上	<u>5,000万円</u> 以上
393	【解答】 平成 30 年度 問題 B No.23(1) 1 行目	<u>4,500万円</u> 以上	<u>5,000万円</u> 以上
	【解答】 平成 30 年度 問題 B No.23(3) 3 行目	<u>4,000万円</u> 以上	<u>4,500万円</u> 以上
	【解答】 平成 30 年度 問題 B No.23(4) 1～2 行目	現場に置くべき技術者は <u>4,500万円</u> 未満の場合は主任技術者でよいが、 <u>4,500万円</u> 以上となる場合は監理技術者を置く必要がある。	現場に置くべき技術者は <u>5,000万円</u> 未満の場合は主任技術者でよいが、 <u>5,000万円</u> 以上となる場合は監理技術者を置く必要がある。
193	【問題】 平成 29 年度 問題 B No.23(2) 1 行目	<u>4,000万円</u> 以上	<u>4,500万円</u> 以上
	【問題】 平成 29 年度 問題 B No.23(4) 1 行目	<u>4,000万円</u> 未満	<u>4,500万円</u> 未満
	【問題】 平成 29 年度 問題 B No.24B 2 行目	<u>4,500万円</u> 以上	<u>5,000万円</u> 以上
	【問題】 平成 29 年度 問題 B No.24C 2 行目	<u>4,500万円</u> 以上	<u>5,000万円</u> 以上

394	【解説】 平成 29 年度 問題 B No.23 4～5 行目	<u>4,000万円</u> (当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては <u>8,000万円</u>)以上	<u>4,500万円</u> (当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては <u>9,000万円</u>)以上
	【解説】 平成 29 年度 問題 B No.24③	<u>4,500万円</u> 以上	<u>5,000万円</u> 以上

以上